

令和2年度 研究計画の概要

1 発達障害、精神障害、高次脳機能障害及び難病者等の職業リハビリテーションに関する先駆的な研究

No.	研究名	趣旨・内容	研究期間	担当部門
①	発達障害のある学生に対する大学等と就労支援機関との連携による就労支援の現状と課題に関する調査研究	<p>大学等で学ぶ発達障害のある学生は年々増加し、大学等の学生支援体制だけでは就労支援を実施することの困難さがうかがえる。</p> <p>一方、地域障害者職業センターの利用者を見ると、大学等在学中から発達障害特性を有していたものの診断や就労支援を受けないまま卒業する者や、卒業後就職したが職場不適應等により離職や休職になる者が少なくないという現状があり、診断の有無に関わらず発達障害のある学生に対する大学等と就労支援機関との連携による就労支援の充実強化が必要になっている。</p> <p>このため、発達障害のある学生に対する大学等と就労支援機関との連携による就労支援に関する実態の把握、先進的取組事例等の収集、今後の課題の検討等を行う。</p>	令和2～令和4年度	障害者支援
②	高次脳機能障害者の障害理解と職業リハビリテーション支援に関する研究	<p>高次脳機能障害者は、自らの障害特性、障害が職業生活に及ぼす影響、必要な配慮や支援について理解することに困難がある場合が多い。職業生活への適應のためには本人の障害理解を深めることが重要とされる一方で、障害理解がメンタルヘルス上の問題に結びつく事例や、障害理解が限定的であっても周囲の理解の元で職業生活に適應できる事例も見られる。</p> <p>本研究では、個々の認知機能障害の特性、パーソナリティ、環境により異なる障害理解の課題の背景及び機序等について国内外の先行研究から得られた知見を整理し、その上で、職業リハビリテーション従事者との議論を集約し、高次脳機能障害者の障害理解と職業リハビリテーションの望ましいあり方及び残る課題を明確にする。</p>	令和2～令和3年度	社会的支援

③	精神障害者である短時間労働者の雇用に関する実態調査～雇用率算定方法の特例が適用される労働者を中心として～	<p>精神障害者である短時間労働者の雇用率算定方法は、①新規雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者かつ②令和5年3月31日までに、雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者について、特例として、1人をもって1人とみなすこととされている。この特例について、恒久化すべきとの指摘がある一方、この特例の趣旨が精神障害者の定着困難性に着目したものであることを踏まえて検討すべきとの指摘もある。</p> <p>このようなことを踏まえ、雇用率算定方法の特例の令和5年4月以降の取扱いに係る企画立案に資するため、精神障害者である短時間労働者の職場定着状況等について実態を把握する。</p>	平成 31～令和 3 年度	障害者支援
④	企業と地域関係機関・職種の連携による難病患者の就職・職場定着支援の実態と課題	<p>難病患者の就職・職場定着支援では、企業・職場や保健医療、福祉、教育、労働等の多様な関係機関・職種の総合的な社会的支援が不可欠である。本研究では、難病医療機関と職場の産業保健職の連携による両立支援、ハローワークと難病相談支援センター等による就職支援等、さらに関係機関・職種の人材育成や地域ネットワークの形成等の多様な先進的取組例と課題を把握し、他の障害種類との比較を含め、多分野が関わる社会システム上の課題を明確にする。</p>	平成 31～令和 2 年度	社会的支援
⑤	職場復帰支援の実態等に関する調査研究	<p>医療・就労支援機関、企業等が行っているリワーク支援・プログラムの実態を把握し、その支援内容及び効果等を比較検討し、今後の職業リハビリテーションにおけるリワーク支援の有用度の向上を図るポイントを明らかにする。もって、職業センターが行うジョブデザイン・サポートプログラム等の再構成に資するものとする。</p> <p>また、これらリワーク支援を受けて復職した者に対するリワーク支援機関や企業におけるフォローアップの状況を把握するとともに、復職前のリワーク支援・プログラムの見直しを含む一層効果的なフォローアップのあり方等を検討する。</p>	平成 30～令和 2 年度	障害者支援 事業主支援

2 職業リハビリテーション業務を行う地域センター等の現場の課題解決に資するための研究

No.	研究名	趣旨・内容	研究期間	担当部門
①	障害者雇用及び雇用継続において事業主が抱える課題の把握方法及び提案型事業主支援の方法に関する研究	<p>地域障害者職業センターの事業主支援は、個別事業主の障害者雇用の課題等を的確かつ速やかに把握し、有効と考えられる事業主の取組と併せ、活用できる援助内容等の提案を行う等により具体的支援が行われている。その際、課題等の把握方法や、提案内容等の検討・提示方法に関しては、必ずしも十分に検討が深められていなかった。</p> <p>このため、課題把握に資するツール等の開発とその活用方法を含め、提案型事業主支援に必要とされる職業リハビリテーションの方法を研究・開発する。</p>	平成 31～令和 3 年度	事業主支援

3 地域の就労支援機関向けの有効な支援ツール等の開発のための研究

No.	研究名	趣旨・内容	研究期間	担当部門
①	就労困難性(職業準備性と就労困難性)の評価に関する調査研究	<p>障害者の就労(就労系障害福祉サービスを含む。)への移行にあたっては、移行前の相談支援において障害者本人の現状に適した就労の場や必要な支援サービスを相談するため、就労困難性(職業準備性と就労困難性)の評価を実施することが必要であり、就労移行前の相談支援等(就労移行後に就労困難性に直面し、必要な支援を検討する場面も想定。)の現場において障害者本人に適切な就労の場や必要な支援サービスに繋ぐ際に役立つ就労困難性(職業準備性と就労困難性)評価ツールを開発する。また、関係施策の企画立案に資するものとする。</p>	令和 2～令和4年度	障害者支援 事業主支援
②	障害の多様化に対応した職業リハビリテーションツールの効果的な活用に関する研究	<p>これまで改訂・開発を行ったワークサンプルを含むトータルパッケージが、広域・地域センターをはじめとする職業リハビリテーション機関において、利用者の就職や復職に向けて効果的に活用されるよう、トータルパッケージを介した職業リハビリテーションの支援技法を効果的かつ効率的に伝達するための方法論を検討する。</p>	平成 31～令和 3 年度	障害者支援

4 国の政策立案に資する研究

No.	研究名	趣旨・内容	研究期間	担当部門
①	障害者の週 20 時間未満の短時間雇用に関する調査研究	<p>令和2年度より、週10時間以上20時間未満で働く障害者を雇用する民間の事業主に対して「特例給付金」が創設され、障害者雇用率制度等の支援の対象とならない障害者の雇入れ及び継続雇用に関する措置が講じられたところである。</p> <p>本研究では、週 20 時間未満で就業し又は就業希望している障害者や、こうした障害者を雇用し又は雇用することを検討している企業のニーズや実態を把握し、週 20 時間未満での就労実態や支援の現場における工夫や課題等から雇用の可能性について探り、そのために必要な支援や制度のあり方を検討する。</p>	令和 2～令和 3 年度	事業主支援
②	諸外国の職業リハビリテーション制度・サービスの動向に関する調査研究	<p>本研究では、障害者権利条約によるインクルーシブな雇用の要請に対応している先進的な欧米諸国を中心に、職業リハビリテーションに関わる法制度やサービスの整備動向を明らかにすることを目的とする。</p> <p>具体的には①多様な障害種別の効果的な職業リハビリテーションの進め方や支援ツール等、②障害者支援、事業主支援、多分野の関係機関の役割分担と連携のための法制度・サービス、③障害者雇用率制度、差別禁止・合理的配慮、企業への経済的支援(税制を含む)等の諸制度の効果的活用、について情報収集・整理する。</p>	令和 2～令和 4 年度	社会的支援
③	障害のある労働者の職業サイクルに関する調査研究(第7期)	<p>本研究は、平成20年度から令和5年度までの16年間(全8期)の長期縦断調査の第7期である。障害のある労働者の職業生活の全体像をとらえ、様々な環境要因との相互作用によって生じる職業生活の質的側面の課題及びキャリア発達の各局面における支援ニーズを明らかにすることを目的として、調査対象者約1,150名に対して調査を行うとともに、第6期から開始した調査対象者へのヒアリングを継続し、質的研究の側面からも支援ニーズ等を明らかにする。</p>	令和 2～令和 4 年度	社会的支援
④	プライバシーガイドライン、障害者差別禁止指針及び合理的配慮指針に係る取組の実態把握に関する調査研究	<p>平成 17 年 11 月に「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」が策定されているが、差別や合理的配慮についての実態把握が十分ではない状況となっており、これまでこれらのガイドライン、指針が職場においてどのように実施され、どのような課題があるのか、これらの実態を調査することにより、職場での現状・課題や好事例を把握する(合理的配慮については、育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度等と同様の対応に取り組んでいるかどうかについての実態調査を含む。)</p>	平成 31～令和 2 年度	事業主支援

⑤	除外率制度の対象業種における障害者雇用に関する実態調査	<p>法律的には除外率制度を廃止することとされている中であって、雇用が困難とされてきた業種においても障害者雇用に対する先進的な取組は様々みられることや、「障害者と共に働くことが当たり前の社会」という理念にもそぐわないこと、いずれの業界においても近年障害者雇用は進展してきていること等を踏まえ、平成 22 年の引下げ後、これら特定の業種における障害者雇用がどのように進んでいるか実態を調査するとともに、諸外国における対応についても情報を収集することにより、除外率の対象業種における障害者雇用の現状・課題・好事例(先進的な取組等)を把握・整理するとともに、除外率廃止に向けて考えられる対策について整理する。</p>	平成 31～令和 2 年度	事業主支援
⑥	中高年齢障害者に対する職業生活再設計等に係る支援に関する調査研究	<p>在職障害者に占める中高年齢層の割合は相対的に低い水準に留まっているものの、社会全体の高齢化が進んでおり、これに伴い、中高年齢の在職障害者が増加することが見込まれている。こうした中、特に中高年齢障害者については、加齢に伴う体力の低下や体調の変化、生活環境の変化等が課題となり、雇用継続が困難となることが考えられる。このため、障害者が希望により、長く安定的に働き続けることができるよう、職場においては、職務内容の見直しや作業工程の工夫、配置転換、就業時間の柔軟化等の雇用管理面での改善を図る必要がある。また、退職までの間の様々な働き方に係る検討や、退職後の生活への円滑な移行のための支援も必要となってくる。これらの課題の実態、課題改善の取組について把握し、効果的な支援方策を検討する。</p>	平成 31～令和 2 年度	社会的支援
⑦	障害のある労働者の職業サイクルに関する調査研究(第6期)	<p>本調査研究は、平成 20 年度から令和5年度までの 16 年間(全8期)の長期縦断調査の第6期である。障害のある労働者の職業生活の全体像を捉え、様々な環境要因との相互作用によって生じる職業生活の質的側面の課題及びキャリア発達の各局面における支援ニーズを明らかにすることを目的として、調査対象者約 1,150 名に対して調査を行うとともに、第6期では調査対象者へのヒアリングを行い、質的研究の側面からも支援ニーズ等を明らかにする。</p>	平成 30～令和 2 年度	社会的支援